

令和6年度答申第10号
令和6年6月11日

諮問番号 令和6年度諮問第4号（令和6年5月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者雇用調整金の返還決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）50条1項の規定に基づき支給した令和2年度の障害者雇用調整金（以下「本件調整金1」という。）及び令和3年度の障害者雇用調整金（以下「本件調整金2」といい、本件調整金1及び本件調整金2を併せて「本件各調整金」という。）の全部の返還を求める決定（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）一般事業主の雇用義務等

ア 法43条1項は、事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」と

いう。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない旨規定する。

イ 法43条2項は、同条1項の障害者雇用率は、労働者の総数に対する対象障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める旨規定する。

上記の政令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号。以下「施行令」という。)9条(令和5年政令第44号(令和6年4月1日施行)による改正前のもの)は、障害者雇用率は、100分の2.3(令和2年政令第311号(令和3年3月1日施行)による経過措置として、令和3年2月以前の障害者雇用率は、100分の2.2)とする旨規定する。

ウ 法43条4項は、同条1項の対象障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者(短時間労働者を除く。)は、その一人をもって、政令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす旨規定する。

上記の政令の定めとして、施行令10条は、法43条4項の政令で定める数は二人とする旨規定する。

エ 法43条9項は、当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする旨規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。)4条の15は、同条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しとする旨規定し、同条2号は、知的障害者にあつては、知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類とする旨規定する。

(2) 納付金関係業務

ア 法49条1項は、厚生労働大臣は、法37条2項で定める対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、

同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同項1号は、事業主に対する障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給、同項10号は、事業主からの障害者雇用納付金の徴収について規定する。

イ 法49条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

(3) 障害者雇用調整金の支給

ア 法50条1項（令和4年法律第104号（令和6年4月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、機構は、政令で定めるところにより、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数（以下「雇用障害者数」という。）の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給する旨規定する。

上記の政令の定めとして、施行令14条（令和5年政令第239号（令和6年4月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする旨規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、施行規則15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書（障害者雇用調整金支給申請書）を機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない旨規定し、同条3項は、申請書の提出は、法56条1項の申告書の提出と同時に行わなければならない旨規定する。

イ 法50条2項は、同条1項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に法54条3項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに対象障害者である者を雇用するものとした場合に当該対象障害者で

ある者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条2項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする旨規定する。

上記の政令で定める金額について、施行令15条（令和5年政令第44号（令和5年4月1日施行）による改正前のもの）は、単位調整額は、2万7000円とする旨規定する。

(4) 調整金の額

上記(3)の規定により、調整金の額は、次の算式により算出される。

調整金の額 = (A - B) × 2万7000円

A：前年度の各月ごとの初日における雇用障害者数の年度合計数

B：前年度の各月ごとの初日における法定雇用障害者数の年度合計数

(5) 納付金関係業務調査

法52条2項は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる旨規定する。

(6) 書類の保存

法81条の2は、労働者を雇用する事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、法43条9項の規定による確認に関する書類（その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、その雇用する労働者の数が常時300人を超える法人であり、処分庁に対し、施行規則15条1項の規定に基づき、本件調整金1（申請対象期間が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの申請額27万円）については令和2年5月1日、本件調整金2（申請対象期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの申請額29万7000円）については令和3年4月5日に、それぞれ支給申請書（以下「本件各申請書」という。）を提出して本件各調整金の支給申請（以下「本件各申請」という。）をした。

（令和2年度障害者雇用調整金支給申請書、令和3年度障害者雇用調整金支給申請書、申告申請履歴詳細情報2通）

- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、本件各申請に対して支給決定を行い、本

件調整金1については令和2年11月19日に、本件調整金2については令和3年10月22日に、本件各申請どおりに支給した。

(調整金・特例調整金支給決定総括表2通)

- (3) 処分庁は、令和4年9月21日、審査請求人に対し、法52条2項の規定に基づき、本件各申請に係る納付金業務関係調査(以下「本件調査」という。)を実施したところ、26名分の障害者手帳が等級不明、症状名不明、期限切れ等であったため、最新版を追加提出すること及び手帳以外の根拠書類が存在する場合にはそれも併せて提出することを依頼した。

令和5年1月27日、処分庁が、審査請求人から追加提出された26名分の障害者手帳を確認したところ、「A」氏(以下「本件対象障害者」という。)の等級について、本件各申請書の添付書類である令和2年度及び令和3年度の障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)において、「D1」(注:療育手帳に基づく重度知的障害者)と申請していたが、手帳によると「D2」(注:療育手帳に基づく重度以外の知的障害者)であることが判明した。

そこで、処分庁は、令和5年3月9日付けで、審査請求人に対し、本件調査の結果について、本件対象障害者が重度知的障害者ではなく、重度以外の知的障害者であること、雇用障害者数の修正が生じることにより、本件各調整金の全額を返還すべきであることなどを内容とする平成2年度及び平成3年度の各算定調査書(以下「本件各算定調査書」という。)を送付した。(算定調査書の送付について、令和4年度(令和2年度申告申請分)調整金の算定調査書、令和4年度(令和3年度申告申請分)調整金の算定調査書、障害者雇用納付金関係業務調査の日報・事業主対応記録簿)

- (4) 処分庁は、令和5年5月8日付けで、審査請求人に対し、「令和3年度及び令和2年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、雇用障害者数が誤って計上されたことが判明したため」との理由を付して、本件各調整金の全額(56万7000円)の返還を求める決定(本件処分)をした。

(障害者雇用調整金返還決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和5年8月1日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和6年5月1日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件処分は、以下のとおり、法49条1項1号及び50条1項の規定に違反しており、違法ないし不当であるため、取り消すべきである。

- (1) 処分庁は、本件処分の理由として、本件各算定調査書において、本件対象障害者が重度知的障害者ではなく、重度以外の知的障害者であることが判明したことを挙げているが、本件対象障害者は重度知的障害者の認定を受けており、重度以外の知的障害者とする処分庁の算定調査書の結果は実態と合致しておらず誤りである。
- (2) 審査請求人は、本件各算定調査書の送付を受け、令和5年4月3日、処分庁に対し、本件対象障害者が重度知的障害者であることを、B障害者職業センター所長による本件対象障害者が重度の知的障害であることの判定書（以下「本件判定書」という。）の提出により示そうとしたところ、処分庁から算定調査の資料の提出期限は調査結果を出した時点であり、資料の提出は受け付けられないとの説明であった。しかし、審査請求人は、このことを処分庁から事前に知らされておらず、資料の提出期限及び調査の終了を認識できなかった。また、審査請求時点においても、調査結果を出した時点が提出期限であることを示す根拠は示されていない。

法50条1項は、調整金の支給要件として、法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用障害者数の合計数を乗じて得た数が同条1項の規定により算定した額を超えることを定めているに過ぎず、特定の資料を特定の時期までに提出することは定めていない。したがって、法によれば、調整金の支給の有無は、あくまで「調整基礎額に当該年度の各月ごとの初日における対象障害者である労働者数を乗じて得た額が法54条1項の額を超えるか否か」で判断すべきと解されるところ、審査請求人が上記支給要件を満たすことは、療育手帳（障害者手帳）及び判定書等の資料により明らかであり、審査請求人は、本件各調整金の受給要件を満たしている。

また、審査請求人は、処分庁に対し、施行令14条及び施行規則15条各項に定められた規定に則り本件各申請を行っており、本件各調整金の受給に求められる手続も満たしている。それにもかかわらず、処分庁は、本件各調整金の支給を認めず、本件処分をしたものであり、本件処分は違法である。

さらに、処分庁は、弁明書において、「審査請求人から資料の提出が期限までになされなかった」旨指摘するが、法が定めない要件を付加して審査

請求人に不利益処分を課すもので失当である。仮に審査請求人において資料の提出が遅れた事実があったとしても、現時点において、判定書等の資料により、調整金の支給要件を満たしていることは明らかになっているのであるから、処分庁が自らの権限に基づき本件処分を撤回又は取消しをして是正し、適正な法適用を回復すれば済むものであり、これらの対応をすることが、適正な法適用を職責とする行政機関としての処分庁には求められている。

- (3) 本件対象障害者は、療育手帳自体には重度障害を示す記載はなく、本件判定書をもって重度障害と判定される者である。過去の処分庁の納付金関係業務調査において本件対象障害者について判定書の提出を求められたことはなく、療育手帳に基づく「D1」の記載及び口頭で「当該障害者が地域障害者職業センターの判定書で重度と判定されている」旨を告げることで重度判定がなされていたため、審査請求人は、本件対象障害者が本件判定書が提示できなければ重度判定されないという認識は持っていなかった。本件調査においても、電話にて同様の回答を行ったところ、処分庁から認められないという指摘はなかったため、審査請求人としては当然例年どおり認められていると認識していた。

申告申請書の記入説明書は送付されるにとどまり、本件調査において処分庁から調査方法の変更などの説明もなかったため、上記認識を改めることについて察知できる機会もなかった。

- (4) 上記(2)及び(3)のとおり、処分庁からは、仮に審査請求人に誤った理解があったとするならそれを改めさせる説明を行うこともなく、また不足資料の再提出の機会を与えることもなかったものであり、本件調査及び本件処分は、適切な手続で行われたものでなく、処分庁の対応は、行政手続にも適用があると解される信義則に反するものであり、本件処分は違法である。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 重度知的障害者の認定を受けている者について重度以外との判断を行った手続について

審査請求人は、本件対象障害者について、重度知的障害者の認定を受けており、本件各算定調査書の結果が誤っていると主張している。また、過去の納付金関係業務調査において判定書の提出を求められずとも重度障害として承認されてきたこと、本件調査時においてこれまで手帳以外の資料を求め

られなかったことから、重度判定を示すために本件判定書が必要であると認識しておらず、処分庁からの指示が適切に行われなかった結果、重度判定の確認に必要な本件判定書を添付することができなかった旨主張している。

この点審査請求人は、本件各申請時に本件対象障害者が療育手帳により重度知的障害者（D1）と判定される者である旨申請していたところ、実際には療育手帳の判定が重度以外の知的障害者（D2）であったため、本件調査において、処分庁は、審査請求人に対し別途本件対象障害者が申請した区分（重度の知的障害者）に当たることを示す判定書等の根拠書類の提出を求めており、このことについて不合理な点はない。

また、審査請求人は、当該根拠書類を保存しておらず、求めに応じて提出することができなかったことから、根拠資料が確認できなかったとして申請に誤りがあったとした本件調査の結果に不当な点はない。

なお、法81条の2及び施行規則43条の規定において、事業主は雇用する労働者が対象障害者であることを確認した書類を保存しておかなければならないことが定められており、また、令和2年度及び令和3年度の申告申請書の各記入説明書35ページにもその説明が記載されているところであり、根拠書類の提出が著しく困難な状況であったとはいえない。

（2）本件調査後の追加書類の受付期限について

審査請求人は、本件各算定調査書の内容が誤っていたため、重度障害者であることの資料を提出しようとしたところ、事前に資料の提出期限及び調査の終了を認識できていなかったにもかかわらず、その時点での資料提出は受け付けられないとの回答があり、期限までに資料の提出がなされなかったという処分庁の主張は、法に定めのない要件を付加して審査請求人に不利益処分を課すもので失当であると主張している。

この点について、処分庁は、納付金関係業務において早期に権利関係を確定させる必要があることから、一定期間内に調整金等の額の確定が必要であると認められるところ、機構において提出期限を定めることは裁量の範囲内であり、処分庁が審査請求人に送付した「障害者雇用納付金関係業務調査について」に同封されていた資料にも、算定調査書の交付をもって調査を完了する旨記載されている。また、上記（1）のとおり、本来根拠資料は適切に保存されているべきものであり、求めに応じて直ちに提出されるものと考えるのが自然であるから、本件調査の日から算定調査書の送付までの期間が特に短いとも認められず、この取扱いについて不当な点はない。

2 まとめ

以上によれば、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件処分は、法50条に基づいて行った本件各調整金の支給決定において、本件対象障害者が重度以外の知的障害者であって重度知的障害者ではないのに、重度知的障害者であるとして雇用障害者の人数を算定した誤りがあり、支給決定が誤りであったので、これを返還するように求めるものである。審査請求人は、本件対象障害者は重度知的障害者であるから、前記支給決定に誤りはなく、本件処分は違法であると主張している。

(2) 法2条5号は、重度知的障害者について、知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であって厚生労働省令で定めるものをいうと定義し、施行規則1条の3は、法2条5号の厚生労働省令で定める知的障害の程度が重い者は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者とするとして定めている。

そして、法43条9項は、当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとするとして規定し、施行規則4条の15は、法43条9項の厚生労働省令で定める書類につき、知的障害者については、知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類又はその写しと定めている。

よって、本件対象障害者が重度知的障害者であるとするには、知的障害者判定機関が交付した判定書等によって、重度知的障害者であることが確認できなければならないのであるが、本件対象障害者は、平成11年2月18日に、知的障害者判定機関であるB障害者職業センターから重度知的障害者であるとの本件判定書の交付を受けており、本件判定書は令和5年3月24日に再交付されている。

本件処分は、再交付された本件判定書の提出を受け付けず、本件調査において、本件対象障害者については重度以外の知的障害者であることを示す療育手帳が提出されたのみで、重度知的障害者であるとの判定書等は提出さ

れていないので、本件対象障害者を重度知的障害者とすることはできないとして行われており、審査庁は、上記再交付された本件判定書を調査完了後に提出しても、これをもって重度知的障害者であると認めることはできないとするので、この審査庁の考え方について検討する。

(3) 本件調査の経緯については、本件調査担当者が作成した「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」に以下の旨の記載がある。

ア 令和4年9月21日、審査請求人に対する本件調査において、雇用障害者に関し、等級不明、症状名不明、期限切れの26名分の手帳最新版、判定書等を送付するよう審査請求人の担当者に依頼した。その提出期限については、12月いっぱいをめどに提出するよう口頭で伝えた。

イ 令和5年1月27日、審査請求人から提出された26名分の手帳を確認した結果、本件対象障害者は本件各申請で、D1（療育手帳で重度知的障害者と確認）とされていたが、手帳を確認するとD2（療育手帳で重度以外の知的障害者と確認）であった。本件各調整金は全額返還となる。審査請求人の担当者に対してその旨電話して伝達し、本件対象障害者が重度障害者であることを示す根拠書類が手帳以外（判定書等）にあるかどうか尋ねるが、申請時の根拠書類は手帳のみとのことであり、ほかに書類はないとのこと。よって、申請時に等級を誤って申請したものと判断。

ウ 令和5年2月13日、調整金返還56万7000円となること等を電話で伝達。

エ 令和5年3月9日に本件各算定調査書送付。

オ 令和5年3月10日、審査請求人の担当者から、本件対象障害者が重度知的障害者である根拠となる判定書がある、調整金返還等の処理は止めてほしいとの電話あり。メールで送られた判定書とされる書類はハローワーク所長印のある就職証明書であったので、「ハローワークの就職証明書は重度知的の証明書にならない。ハローワーク所長発行の確認書があれば証明になるが、今日以降でハローワークの確認書を発行したとしても令和2年度・3年度の重度知的の証明にはならない。」旨電話で伝える。

カ 令和5年3月14日、審査請求人の担当者から「確認したところ、本件対象障害者に関しては、判定書が出されている履歴があった。現在、本

人は紛失している状態であるため、再発行してもらう」旨のメールあり。
判定書到着後メールで送付するよう依頼。

キ 令和5年4月3日、重度知的障害者の本件判定書がメールで送付される。
審査請求人の担当者に電話して、「判定書を確認し、相違なかったが、
調査結果は既に確定しており変更できない。」等伝える。

(4) 以上によれば、本件各申請において重度知的障害者とされていた本件対象障害者について、本件調査において、重度以外の知的障害者であることを示す療育手帳しか提出されなかったとして、本件対象障害者を重度以外の知的障害者として本件各算定調査書を作成し、令和5年3月9日に審査請求人に送付したことが認められる。

(5) 審査庁は、処分庁における納付金関係業務において早期に権利関係を確定させる必要があることから、一定期間内に調整金等の額の確定が必要であり、機構において提出期限を定めることは裁量の範囲内であり、処分庁が審査請求人に送付した資料にも「算定調査書の交付をもって調査を完了する」旨記載されていると主張し、算定調査書の交付後は判定書等の提出を受け付けないとする処分庁の取扱いに不当な点はないとしている。

しかし、算定調査書の送付をもって調査を完了し、調査完了後には資料を提出できないとする法令上の根拠はない。

もっとも、審査庁の主張するように、一定期間内に調整金の額を確定させる必要はあり、重度知的障害者であることを確認する判定書は、そもそも事業主が保存しなければならないとされている書類であり（法81条の2）、重度知的障害者であることの確認資料の提出期限を設けること自体は不合理とはいえない。期限を示した上で資料の提出を求め、期限までに提出された資料をもとに調査を完了させているのであれば、その後に提出された資料は確認資料としないという扱いも不合理ではないと考えられる。

しかしながら、そもそも提出期限とは、提出物を一定の期日までに提出するよう求めるものであり、期限までに提出された確認資料をもとに調整金の額を確定し、期限後に提出されたものは確認資料としては受け付けないという扱いが合理性を持つためには、あらかじめ期限（合理的な長さの期間をもって定められた期限）が明確に示されている必要がある。

かかる観点から本件調査の経緯をみると、本件対象障害者が重度知的障害者であるとの判定書等の資料を提出する期限がいつと定められていたのかは、甚だ曖昧である。処分庁は、令和4年12月いっぱいをめどに提出する

ように求めたと主張しており、上記「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」にも12月いっぱいをめどに提出するよう口頭で伝えたと記載されているが、一方で、本件調査担当者は、令和5年1月以降も審査請求人の担当者に対して判定書等がないのかと尋ね、提出を促しているようでもあり、令和4年12月末をもって期限とする旨明確にしていたとはいえない。そして、審査請求人の担当者が本件調査担当者に対してほかに資料はないと言ったことから、処分庁は、本件各算定調査書を作成して送付しているのであるが、本件調査担当者は、その送付後に判定書の存在を知らされるとこれを送付するように求めるなどの対応をしている。

以上からすれば、提出期限があらかじめ明確に示されていたとは認め難い。

- (6) この点について審査庁は、算定調査書の交付をもって調査を完了し、調査が完了した時点が提出期限であるとしているようであり、審査請求人に送付した「障害者雇用納付金関係業務調査について」に同封されている資料にも、算定調査書の交付をもって調査を完了する旨記載されていると主張している。

しかし、調査とは事業主から提出を受けた資料等を処分庁において確認して調整金の申請や支給決定に誤りがないか確認する手続であるところ、本件においてはこの確認作業が具体的にいつ完了するのかが審査請求人に伝えられていないのであるから、あらかじめ提出期限が示されていたと認めることはできない。

本件調査の経緯を見る限り、審査請求人に対し、明確に期限を告げて期限までに判定書等の提出がなければ本件対象障害者を重度知的障害者とすることはできない旨知らせた上で資料の提出を求めたものではなく、いつ調査が終了する予定なのか審査請求人が知り得ない状態で、審査請求人が本件判定書を提出しようとしたときには、既に本件調査は終了しているので提出期限は過ぎていたものと認めざるを得ない。

- (7) 本件においては、審査請求人についても、保存しておくべき本件判定書を保存していなかったことに加えて、調査の過程で、本件対象障害者について重度知的障害者であることの証明となる書類が欠けていることは認識できたはずで、より早い段階で本件判定書の再交付を受けることも可能であったと認められる。したがって、審査請求人にも落ち度があったことは否定できない。

しかし、審査請求人は本件処分が行われる前に本件判定書を提出しようとしていたものであり、これを受け付けないことに合理的理由は見当たらず、本件判定書の提出を認めず、本件判定書が反映されていない本件各算定調査書をもとに行った本件処分は適法とはいえない。

3 付言

- (1) 本件処分の通知書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条1項に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条1項に基づく教示は記載されておらず、同教示がされなければ、処分の名宛人が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。取消訴訟の教示をする必要がある。
- (2) 本件処分の通知書には、理由として「令和3年度及び令和2年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、雇用障害者数が誤って計上されたことが判明したため」とのみ記載され、別途送付されている算定調査書に「A氏が重度知的障害者ではなく、重度以外の知的障害者であることが判明した」と記載されているが、通知書の記載のみでは雇用障害者数にいかなる誤りが存在したのかすら分からない。本件各算定調査書の内容が通知書の記載上も分かるようにした上で、本件対象障害者が重度知的障害者ではなく重度以外の知的障害者であると認定した理由を、根拠法条とともに具体的に示す必要がある。そうすることにより、審査請求の審理手続における争点の明確化につながり、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）にも資することになる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史